



○ 設置目的

障がい者や高齢者をはじめ、市民が福祉活動に積極的に参加することのできる拠点施設とすることを目的として設置

○ 事業概要

◆ 福祉総合相談センター

障がい・高齢等あらゆる福祉課題の相談に対応

◆ 障がい者福祉センター

身体障がい者の社会参加の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図るため、レクリエーション事業や教養講座、介護者のための講座などを実施

障がい者用の娯楽室を設置

◆ 老人福祉センター

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどのための各種教養講座を開催

高齢者用の娯楽室を設置

◆ 会議用の研修機能（貸室）

活発な福祉活動が展開できるよう、会議や研修会の会場として設置

5階

各種会議室（501～504、大集会室）

4階

各種会議室（401～411）

3階

新潟市社会福祉協議会フロア（区分所有）

2階

○障がい者福祉センター（娯楽室、障がい者浴室など）

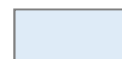
○老人福祉センター（娯楽室、プールなど）

○障がい者デイサポートセンター

1階

○福祉総合相談センター（※市が社会福祉法人等に業務を委託するなどして実施している）

○その他（食堂、視聴覚室、対面朗読室、図書コーナーなど）



総合福祉会館部分



社協所有部分



指定管理者「(社福)中東福祉会」による管理施設